

次期総合振興計画（区の将来像）に係る岩槻区検討懇話会設置要綱

（設置）

第1条 さいたま市の次期総合振興計画の策定に向けた検討に当たり、岩槻区の将来像（現行基本計画第4部に該当する部分をいう。以下同じ。）について、岩槻区において活動する各種団体から意見を聴くため、次期総合振興計画（区の将来像）に係る岩槻区検討懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

（委員）

第2条 懇話会の委員は、岩槻区において活動する各種団体の代表者等20名以内とする。

（座長）

第3条 懇話会に座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により定める。
- 3 座長は、会務を総理し、懇話会を代表する。
- 4 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、委員のうちから座長があらかじめ指定した者がその職務を代理する。

（会議）

第4条 懇話会の会議の議長は、座長とする。

- 2 懇話会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者から意見若しくは説明を聴くため出席を求め、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（会議の公開）

第5条 懇話会の会議は、原則公開とする。

（庶務）

第6条 懇話会の庶務は、岩槻区役所区民生活部総務課において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年11月27日から施行し、平成31年3月31日に効力を失う。